

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人妙見福祉協会

社会福祉法人妙見福祉協会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人妙見福祉協会(以下「この法人」という。)の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、評議員選任・解任委員などをいう。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費・宿泊費)等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬)

第 3 条 各年度による報酬総額の上限は、評議員100,000円、役員500,000円(理事300,000円、監事200,000円)、委員会委員100,000円を超えない範囲で支給することができる。

- 2 役員、評議員及び委員会委員が出席した時の報酬は、別表1の報酬を支給することができる。

(報酬等の額)

第 4 条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1)理事、監事が理事会に出席したとき。
- (2)評議員及び役員が評議員会に出席したとき。
- (3)監事による監事監査を行ったとき、又は、法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき。
- (4)役員の研修参加及び他の施設の視察業務など、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき。
- (5)評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき。
- (6)その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき。

(資用)

第 5 条 役員、評議員が法人業務のため出張・出席する場合は、社会福祉法人妙見福祉協会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

(支給方法等)

第 6 条 報酬の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額(源泉徴収税)を控除して支給する。

(兼務役員等)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

※別表Ⅰは、3ページ

附則

この規程は、令和2年 1月31日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 I

(単位：円)

会 議 名	役員等報酬	摘 要
理事会	3, 000	
評議員会	3, 000	
評議員選任・解任委員会	3, 000	
監事監査・監査立会	10, 000	